

証券コード 7531
平成31年3月6日

株 主 各 位

大阪市西区九条南三丁目1番20号
清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 上 正 章

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第65期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令および定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害の影響もあり、景気は一時的に足踏みがみられたものの、その影響は限定的で、個人消費・雇用の持ち直しの動きが続き、企業収益の改善を背景に設備投資も堅調に推移し、国内景気は改善傾向が続きました。一方、国際経済は、米国の安定した雇用情勢と個人消費を背景に着実な景気回復が継続し、ASEANも総じて底堅さを見せましたが、年終盤は、貿易摩擦による影響が懸念される中、欧州ユーロ圏ではやや景気停滞感が示され、中国も一部指標に減速感が窺われました。先行きについては、英国のEU離脱問題の不透明感、米中貿易摩擦の顕在化、さらに、アジア各地の地政学的リスクの影響やトランプ政権の不安定性、政策に関する不確実性の影響等に留意が必要な状況となりました。

鉄鋼業界におきましては、トランプ大統領による輸入制限の発動の影響から、鉄鉱石や石炭などの原材料価格の下落局面もありましたが、国内外の鋼材需要が底堅く推移する中、夏場には少し停滞したものの、鉄鋼製品価格は年間を通して上昇する展開となりました。

このような経営環境下において、当社グループは一層の収益重視姿勢に努め、仕入面においては在庫量の適正化に注力、販売面においては適切な販売量の確保と販売価格の設定に重点を置き、きめ細かく営業活動を展開してまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は521億79百万円（前年同期比14.9%増）、営業利益は12億21百万円（前年同期比10.4%減）、経常利益は13億36百万円（前年同期比6.7%減）、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は8億32百万円（前年同期比10.4%減）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当連結会計年度事業実績に鑑みて、1株当たり普通配当50円としてお諮りさせていただきます。

(セグメント別業績)

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高 (百万円)	前期比増減率 (%)
西日本	26,189	13.0
東日本	26,094	17.0
その他	684	17.7
計	52,967	15.0
セグメント間の内部売上高又は振替高	△788	-
連結計算書類の売上高	52,179	14.9

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 62 期 (平成27年12月期)	第 63 期 (平成28年12月期)	第 64 期 (平成29年12月期)	第 65 期 [当連結会計年度] (平成30年12月期)
売上高(百万円)	49,034	41,785	45,404	52,179
経常利益(百万円)	899	1,015	1,431	1,336
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	596	680	928	832
1株当たり当期純利益(円)	152.37	173.79	237.09	212.52
総資産(百万円)	30,237	28,789	31,876	36,159
純資産(百万円)	11,691	12,305	13,323	13,768
1株当たり純資産額(円)	2,935.60	3,090.34	3,346.19	3,457.14

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
清和鋼業株式会社	300百万円	100.0%	鋼材販売事業
中央鋼材株式会社	100百万円	96.2%	鋼材販売事業・不動産賃貸事業
大宝鋼材株式会社	75百万円	※ 100.0%	鋼材販売事業
清和サービス株式会社	20百万円	※ 100.0%	鋼材荷役および保管管理事業

- (注) 1. 中央鋼材㈱の出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ※印は子会社の出資による比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
清和鋼業株式会社	大阪市西区九条南三丁目1番20号	4,239百万円	13,235百万円

(6) 対処すべき課題

わが国経済の見通しは、生産性向上と働き方改革の取り組み推進による良好な雇用環境維持と所得環境の改善の持続が期待されます。

足元の国内外経済は総じて堅調に推移すると予想されますが、先行き懸念材料も多く、米中間における貿易摩擦、中国経済の減速懸念、英国のEU離脱、中東地区の地政学的リスクには注意を払う必要があります。

鉄鋼業界におきましては、人手不足による工事遅延リスクの課題は続くとともに、世界経済の下振れリスクは鉄鋼需要に影響するものと思われま

す。一方、鋼材価格については、海外マーケットの動向により下振れするリスクも考えられ、また、為替の動向は国内鋼材価格に大きく影響する懸念もあります。

当社グループといたしましては、かかる環境に対応すべくさらに収益重視の姿勢を堅持、経営基盤を強化し存在感ある企業を目指します。

- ① 為替動向に留意し、鉄鋼市況の国際的変動に素早く対応すべく、短期対応でのきめ細かい在庫調整に努めます。
- ② 取引先のニーズを的確に把握して、「必要なときに」「必要なものを」「必要な量だけ」を迅速かつ確実に提供するためのきめ細かく柔軟な営業体制の充実に注力し、既存取引先におけるシェアアップ、新規取引先の拡大を図ります。
- ③ 運賃・荷役費用等の合理化を推進し、一層のコスト削減を図ります。
- ④ 与信管理を徹底し、不良債権の発生を未然に防止するように努めます。
- ⑤ 企業の成長維持のために、次世代を担う人材の育成に力を入れ、戦力強化に努めます。

(7) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社グループは、当社および子会社6社で構成され、鋼材の卸売を主な事業内容としており、当事業に関連する加工、請負工事、荷役業務、さらに不動産賃貸事業も行っております。

(8) 主要な営業所および倉庫・工場（平成30年12月31日現在）

- ① 当 社 大阪市西区九条南三丁目1番20号
- ② 子会社等
- 清和鋼業株式会社 大阪市西区
- 支 店 九州支店（北九州市若松区）
岡山支店（岡山県都窪郡）
- 営業所 和歌山店（和歌山県岩出市）
- 倉 庫 堺スチールセンター（堺市堺区）
九州倉庫（北九州市若松区）
岡山倉庫（岡山県都窪郡）
和歌山倉庫（和歌山県岩出市）
- 中央鋼材株式会社 東京都中央区
- 支 店 東北支店（宮城県岩沼市）
- 事業部 鉄構事業部古河営業室（茨城県古河市）
- 倉庫・工場 浦安鉄鋼センター（千葉県浦安市）
浦安H形鋼センター（千葉県浦安市）
岩沼鉄鋼センター（宮城県岩沼市）
古河工場（茨城県古河市）
第二工場（栃木県小山市）
第三工場（栃木県栃木市）
岩沼工場（宮城県岩沼市）
- 大宝鋼材株式会社 大阪市西区
- 清和サービス株式会社 堺市堺区
- サンワ鋼材株式会社 茨城県古河市
- 北進鋼材株式会社 埼玉県八潮市

(9) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
205名	12名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託40名を除いております。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,440百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	750百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	650百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,922,000株
- ③ 株主数 337名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ワ イ エ ム ビ ー	558,000	14.25
エ ス ケ ー 興 産 株 式 会 社	495,800	12.66
阪 上 正 章	440,880	11.26
阪 上 恵 昭	281,900	7.20
大 和 製 罐 株 式 会 社	223,500	5.71
阪 上 寿 美 子	218,600	5.58
山 口 興 産 株 式 会 社	185,600	4.74
東 洋 商 事 株 式 会 社	149,500	3.82
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	130,000	3.32
加 藤 匡 子	115,700	2.95

(注) 持株比率は自己株式（6,309株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	阪 上 正 章	清和鋼業(株)代表取締役 中央鋼材(株)取締役会長 清和サービス(株)代表取締役 エスケー興産(株)代表取締役
常務取締役	阪 上 恵 昭	管理本部長 清和鋼業(株)常務取締役営業本部長
取 締 役	西 本 雅 昭	管理本部副本部長兼経営企画部長 兼経理部長 清和鋼業(株)取締役 中央鋼材(株)監査役
取 締 役	後 藤 信 三	中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役
常 勤 監 査 役	上 山 公	清和鋼業(株)監査役
監 査 役	岸 保 典	
監 査 役	小 西 弘 之	田岡化学工業(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 監査役上山 公、岸 保典、小西弘之の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役上山 公氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役小西弘之氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
杉 本 武	平成30年3月27日	辞任	監査役

③ 取締役および監査役の報酬等の額

	支給人員	支給額
取締役	3名	74,430千円
監査役 (うち社外監査役分)	4名 (4名)	5,430千円 (5,430千円)
合計 (うち社外役員分)	7名 (4名)	79,860千円 (5,430千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中の人員は、取締役4名、監査役4名(辞任した1名の監査役を含みます。)ですが、うち取締役1名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
3. 監査役の支給人員および支給額には、平成30年3月27日に辞任した1名の監査役が含まれております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額17,720千円(取締役3名分17,270千円、監査役3名分450千円)が含まれております。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,200千円であります。
6. 上記報酬等の額のほか、平成30年3月27日開催の第64期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対して3,960千円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、鉄鋼流通業界は市場環境の変化が激しく、当社においては当社の事業特性を踏まえた機動的で効率的な経営が重要となるため、当社における取締役は、鉄鋼流通業界に精通した能力、識見、当社事業内容に対する見識等を有していることが必要であり、また、3名の社外監査役によるモニタリング機能は十分機能していることから当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は十分確保されていると考え、社外取締役の選任は行ってきても、事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、近時の上場会社を取り巻く環境も踏まえ、株主様からより信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を構築すると同時に、当社に即した機動的かつ効率的な経営判断に対し、様々な客観的角度からの助言・提言などによる実効的な監督・監査機能を、一層強化する必要があると考えるに至りました。当社といたしましては、社外取締役を選任する場合、豊富な経営経験その他の優れた能力、識見、さらには十分な独立性を備え、かつ当社事業への理解をいただきながら実効的な監督・監査を実施できることが必要と考えて人選に努めてまいりました。その結果、今般適任者を得ることができましたので、平成31年3月27日開催予定の第65期定時株主総会に社外取締役を含む取締役選任議案を上程いたします。

- ロ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役上山 公氏は、清和鋼業株式会社の監査役であります。清和鋼業株式会社は当社の100%出資子会社であります。
 - ・ 監査役小西弘之氏は、田岡化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と田岡化学工業株式会社との間には、特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	上 山 公	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会10回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	岸 保 典	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会10回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	小 西 弘 之	当事業年度のうち平成30年3月27日の就任後に開催された取締役会10回の全てに出席、また監査役会6回の全てに出席しており、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る報酬等の額	54,400千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	54,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の体制および方針

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人は、社会の構成員として、「社員倫理規程」に基づき、社会規範・倫理観をもって行動し、法令を遵守するとともに経営の効率性を高めて、会社の永遠の発展に貢献する。

取締役は、忠実に業務を執行し、「内部通報規程」の設置等コンプライアンス体制の整備・強化に努める。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、法令および「文書管理規程」等により適切に作成・保存し、情報漏洩を防止する。
- ・個人情報および個人データに関しては、「個人情報保護規程」の遵守を徹底する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ全体的なリスク管理の精度を上げるため、当社グループの取締役および事業子会社取締役・執行役員等で構成される「リスク管理委員会」を設置し「リスク管理規程」に基づき、適切な対応を適時検討する。
- ・当社グループ各部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。
- ・当社グループ各部門の長は、想定されるリスクを洗い直し、対応策の検討や教育を行うための管理体制を整備する。
- ・不測の事態発生の場合は、代表取締役社長の指揮下、迅速に損害を抑制する横断的な体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定のスピードアップを図るとともに、法令に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項については、慎重に意思決定を行う。
- ・当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、担当部門ごとの業績目標を明確化し、責任を明らかにする。

- ホ. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営成績、財務状況等については定期的に当社取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社との連携・情報の共有化を行いながら、規模、事業の特性等を踏まえて、当社と連携し、内部統制システムを整備することを基本とする。
 - ・子会社の管理状況および業務執行状況に対し、内部監査室長は当社グループの監査役と連携し、定期的に監査を行う。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタッフを設置する。監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は監査役の下にあり、独立性を確保する。
- ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したときは、監査役または内部監査室長に報告する。また、当該報告に関して不利な取扱いを禁止するとともに、内部通報窓口を設け、その旨を周知する。
 - ・内部監査室長は、監査役と協議のうえ、定期的または不定期的に内部監査した部門のリスク管理体制について報告する。
- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、会計監査人、内部監査室長等と緊密な連携および情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
 - ・監査役は、必要に応じて代表取締役社長と意見を交換する。
 - ・監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用するための費用の支出等当該職務の執行について生ずる費用を求める場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- リ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
- ・当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から接触を受けた場合、不当要求は一切受けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨む。

- ・当社は、企業防衛を目的とした外部団体に所属し、反社会的勢力に関する防衛指導を受けるとともに情報交換および情報の共有化を図る。また、対応統括部署は総務部とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、必要に応じて関連部署と協議のうえ対応する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ．内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、特に当社の内部監査室が中心となってモニタリングし、必要が認められた場合には適時改善を進めております。

ロ．コンプライアンス

上記①の方針に基づいた運用を行っていることに加え、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも整備し、連携を図ることでグループ全体のコンプライアンス向上に努めております。

ハ．リスク管理

当社およびグループ各社は、定期的にリスク管理委員会を開催し、想定されるリスクに関して適切な対応を適時検討しております。

ニ．内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満は切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	27,337,115	流動負債	20,687,246
現金及び預金	1,371,219	支払手形及び買掛金	14,499,529
受取手形及び売掛金	17,826,900	短期借入金	3,090,000
商 品	3,984,618	未払法人税等	267,541
前 渡 金	3,672,412	前 受 金	2,296,659
繰延税金資産	51,023	賞与引当金	22,133
そ の 他	504,215	役員賞与引当金	40,000
貸倒引当金	△73,275	そ の 他	471,382
固定資産	8,822,165	固定負債	1,703,916
有形固定資産	6,841,056	長期借入金	100,000
建物及び構築物	1,245,088	繰延税金負債	1,068,871
機械装置及び運搬具	619,712	退職給付に係る負債	163,521
土 地	4,947,781	役員退職慰労引当金	243,900
そ の 他	28,474	そ の 他	127,622
無形固定資産	21,822	負債合計	22,391,162
ソフトウェア	18,413	(純資産の部)	
そ の 他	3,409	株 主 資 本	12,931,915
投資その他の資産	1,959,285	資 本 金	735,800
投資有価証券	1,242,250	資 本 剰 余 金	601,840
繰延税金資産	34,555	利 益 剰 余 金	11,620,387
そ の 他	682,569	自 己 株 式	△26,112
貸倒引当金	△90	その他の包括利益累計額	605,170
		その他有価証券評価差額金	605,170
		非支配株主持分	231,031
資産合計	36,159,280	純資産合計	13,768,118
		負債及び純資産合計	36,159,280

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		52,179,107
売 上 原 価		46,889,020
売 上 総 利 益		5,290,086
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,068,949
営 業 利 益		1,221,136
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40,972	
仕 入 割 引	53,544	
受 取 保 険 金	36,415	
そ の 他	21,413	152,345
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,736	
そ の 他	28,711	37,447
経 常 利 益		1,336,034
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,336,034
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	480,876	
過 年 度 法 人 税 等	55,314	
法 人 税 等 調 整 額	△48,672	487,518
当 期 純 利 益		848,516
非支配株主に帰属する当期純利益		16,351
親会社株主に帰属する当期純利益		832,165

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から)
(平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	735,800	601,840	10,984,007	△26,112	12,295,535
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△195,784		△195,784
親会社株主に帰属する当期純利益			832,165		832,165
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	636,380	-	636,380
当 期 末 残 高	735,800	601,840	11,620,387	△26,112	12,931,915

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	807,119	807,119	221,083	13,323,738
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△195,784
親会社株主に帰属する当期純利益				832,165
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△201,948	△201,948	9,948	△192,000
当 期 変 動 額 合 計	△201,948	△201,948	9,948	444,379
当 期 末 残 高	605,170	605,170	231,031	13,768,118

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,603,650	流動負債	2,434,398
現金及び預金	25,453	短期借入金	2,340,000
短期貸付金	2,400,000	未払金	39,173
繰延税金資産	294	未払費用	9,694
その他	177,901	未払法人税等	3,930
固定資産	10,631,576	預り金	31,870
有形固定資産	797,735	賞与引当金	4,500
建物	106,494	その他	5,229
構築物	186	固定負債	732,115
機械及び装置	0	長期借入金	100,000
工具、器具及び備品	10,225	繰延税金負債	389,562
土地	680,828	退職給付引当金	23,543
無形固定資産	14,202	役員退職慰労引当金	201,740
ソフトウェア	14,202	その他	17,269
投資その他の資産	9,819,639	負債合計	3,166,513
関係会社株式	9,792,186	(純資産の部)	
その他	27,452	株主資本	10,068,713
		資本金	735,800
		資本剰余金	601,840
		資本準備金	601,840
		利益剰余金	8,757,185
		利益準備金	52,762
		その他利益剰余金	8,704,422
		固定資産圧縮積立金	67,692
		別途積立金	5,550,000
		繰越利益剰余金	3,086,730
		自己株式	△26,112
		純資産合計	10,068,713
資産合計	13,235,226	負債及び純資産合計	13,235,226

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
営 業 収 益		684,026
営 業 費 用		433,033
営 業 利 益		250,992
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,289	
そ の 他	291	9,581
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,132	
そ の 他	1,180	7,312
経 常 利 益		253,261
税 引 前 当 期 純 利 益		253,261
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,000	
法 人 税 等 調 整 額	881	5,881
当 期 純 利 益		247,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から)
(平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 合 計			
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	735,800	601,840	601,840	52,762	67,692	5,550,000	3,035,135	8,705,590	△26,112	10,017,118	10,017,118
当期変動額											
剰余金の配当							△195,784	△195,784		△195,784	△195,784
当期純利益							247,379	247,379		247,379	247,379
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	51,594	51,594	-	51,594	51,594
当期末残高	735,800	601,840	601,840	52,762	67,692	5,550,000	3,086,730	8,757,185	△26,112	10,068,713	10,068,713

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清和中央ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月15日

清和中央ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上山 公 (印)

監査役 岸 保典 (印)

監査役 小西 弘之 (印)

(注) 監査役上山 公、岸 保典及び小西弘之は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、安定的な配当を継続することを基本としつつ、業績、経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額195,784,550円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成31年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。なお、この第24条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第24条～第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第25条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さか がみ まさ あき 阪 上 正 章 (昭和25年1月14日生)	昭和49年4月 清和鋼業㈱(現 当社) 入社 昭和63年2月 当社専務取締役営業本部長 平成元年4月 当社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業㈱代表取締役 中央鋼材㈱取締役会長 清和サービス㈱代表取締役 エスケー興産㈱代表取締役	440,880株
		[取締役候補者とした理由] 阪上正章氏は、永年にわたり当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。	
2	さか がみ よし あき 阪 上 恵 昭 (昭和26年10月1日生)	昭和52年4月 清和鋼業㈱(現 当社) 入社 平成元年2月 当社取締役営業第1部長 平成5年1月 当社取締役営業本部長 平成5年3月 当社常務取締役営業本部長 平成20年7月 当社常務取締役管理本部長(現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業㈱常務取締役営業本部長	281,900株
		[取締役候補者とした理由] 阪上恵昭氏は、当社の管理本部長および当社グループである清和鋼業株式会社の営業本部長としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、会社経営および営業部門の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	にし もと まさ あき 西 本 雅 昭 (昭和27年1月30日生)	平成5年5月 清和鋼業(株) (現 当社) 入社 平成15年3月 当社執行役員経理部長 平成20年7月 当社管理本部副本部長兼経営企 画部長兼経理部長 平成21年3月 当社取締役管理本部副本部長兼 経営企画部長兼経理部長 (現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業(株)取締役 中央鋼材(株)監査役	4,500株
[取締役候補者とした理由] 西本雅昭氏は、当社の管理本部副本部長としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、会社経営および管理部門の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
4	ご とう しん ぞう 後 藤 信 三 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 三菱商事(株) 入社 平成12年4月 同社 鋼板事業部長 平成14年6月 同社 長崎支店長 平成17年10月 (株)メタルワン 入社 平成19年1月 同社 名古屋支社長 平成22年3月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役	0株
[取締役候補者とした理由] 後藤信三氏は、三菱商事株式会社、株式会社メタルワンで鉄鋼事業の要職を経験し、現在は当社グループの中央鋼材株式会社で代表取締役としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、会社経営の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	※ <small>くさ</small> の <small>ゆき</small> お <small>お</small> 草 野 征 夫 (昭和19年1月1日生)	昭和41年4月 日本銀行 入行 昭和63年10月 同行 考査局考査役 平成8年3月 ㈱福徳銀行 専務取締役 平成15年3月 アメリカンファミリー生命保険 会社 (現アフラック生命保険㈱) 特別顧問 平成17年6月 一般社団法人大阪銀行協会 専務理事 平成17年6月 カメイ㈱ 社外監査役 平成22年6月 兵庫県信用農業協同組合連合会 員外監事 平成29年5月 学校法人芦屋学園 理事 (現任)	0株
[社外取締役候補者とした理由] 草野征夫氏は、金融機関を中心に経営者として豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、更には十分な独立性を備えておられ、当社事業への理解を深めつつ、客観的かつ有益な助言・提言などをいただける人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※は新任の社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 草野征夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、草野征夫氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役上山 公氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

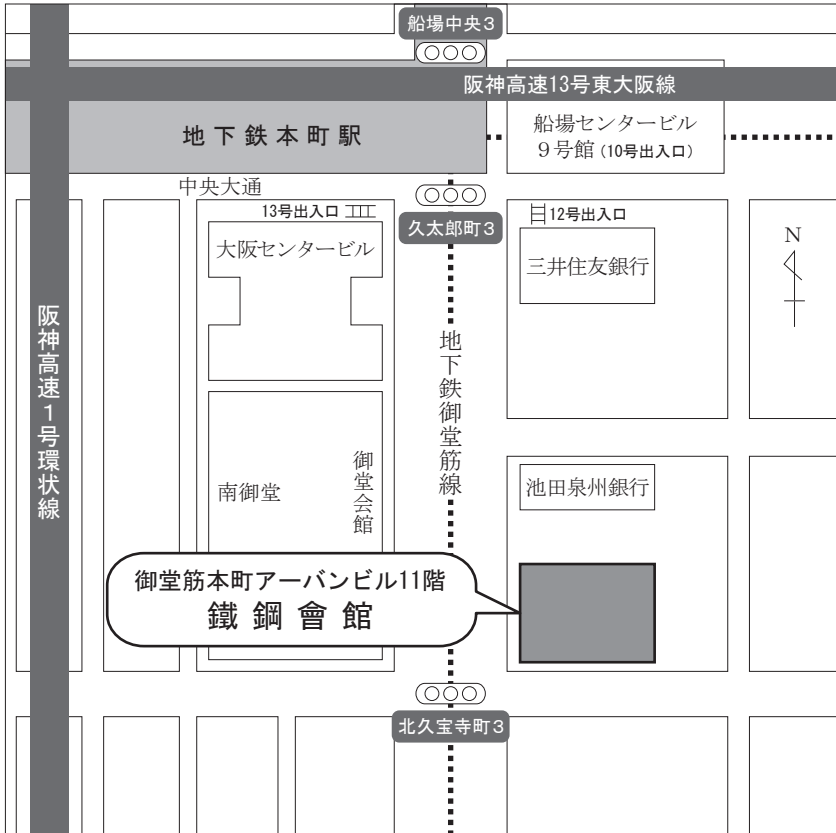
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
上山 公 <small>うへ やま いさお</small> (昭和12年11月21日生)	昭和35年2月 津田鋼材(株) 入社 昭和63年2月 同社 東京支社取締役財務管理部長 平成11年6月 新津田鋼材(株) 監査役 平成16年6月 同社 監査役 退任 平成19年3月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業(株)監査役	100株
[社外監査役候補者とした理由] 上山 公氏は、鉄鋼業界における長年の経験を有し鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、財務等に関する豊富な知見を有していることから、引き続き経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 上山 公氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。
3. 上山 公氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、12年であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、上山 公氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。

以上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区北久宝寺町三丁目 5 番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号會議室 電話 (06) 6227-8221



地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅 (10・12・13号出入口) 徒歩約3～7分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。